

越谷市中央市民会館

給水バルブ修繕に伴う臨時休館について

このことにつきまして、下記のとおり、越谷市中央市民会館の休館日を臨時に決めましたので、お知らせいたします。

記

1 臨時休館とする日

令和4年3月5日（土）午後1時から

3月6日（日）午後9時30分まで

2 臨時休館とする理由

施設内に敷設されている給水管バルブの老朽化に伴い、交換修繕を行う予定です。このことにより、施設内の上水が全て断水となるため、施設の貸出に支障がでることから、越谷市市民会館設置及び管理条例第5条第2項の規定により休館日を定めるものです。

令和4年1月17日

越谷市中央市民会館